

# 建設業許可関連 Q&A

## 1. 建設業許可申請

### Q1-1 建設業許可は受けるには、どうしたらよいですか？

A 建設業許可を受けるには、いくつかの必要要件を備えた上で、許可行政庁に申請を行う必要があります。建設業を営む営業所の所在地が、1つの都道府県内となる場合は、各都道府県知事の許可となり、2つ以上の都道府県に存する場合は、国土交通大臣の許可となります。都道府県知事の許可の場合は、各都道府県の建設業許可担当部局が窓口で、国土交通大臣許可を受ける場合は、本店の存する都道府県を管轄する地方整備局が窓口となります。申請方法等は、各許可行政庁のHP等でご確認ください。

※建設業許可や建設業法の概要については、「よくわかる建設業法」を参照ください。

### Q1-2 建設業許可や届出に必要な書類、申請方法を教えてください。

A (大臣許可の場合) 申請や届出に必要な書類等は、「早見表」、「確認書類について」をご確認ください。申請書には必ず事前確認を行った「チェックシート」を添付してください。(届出書には添付不要です。)記載の法定書類と確認書類一式(一部)をご用意いただき原則郵送にて送付してください。郵送の方法等については「申請書等の提出方法」をご確認いただき、受付印が必要な場合は、申請書鏡の映しと封筒(切手等付き)を必ず同封してください。受付後、約2週間以内に返送いたします。

※申請書類の返却は一切行いませんので、事前に控えをとるなどご対応ください。申請後、担当者よりFAX等で内容の確認をさせていただくことがございますので、申請書には連絡のとれる電話番号及びFAX番号を必ずご記入ください。

### Q1-2 建設業許可申請から許可までにどれくらい期間がかかりますか？

A (大臣許可の場合) 標準処理期間は90日となります。補正等がある場合、これに当該補正にかかる期間が加わります。

**Q1-3 建設業許可申請や届出書に関して、押印が不要となったと聞いたのですが、どの書類に関して押印が不要となったのでしょうか？**

A (大臣許可の場合) 申請書や届出の各様式において、これまで押印が必要であった申請者や役員等による押印が不要となりました。各様式より「印」が削除されています。

※行政書士法施行規則第9条第2項による記名職印を不要とするものではありません。

**Q1-4 2つの県に営業所を設置し建設工事を請け負いたいのですが、大臣許可が必要でしょうか？**

A 建設業を営む営業所の所在地が、1つの都道府県内となる場合は、各都道府県知事の許可となり、2つ以上の都道府県に存する場合は、国土交通大臣の許可となります。なお、施工する現場の場所は、許可とは関係なく、知事許可の事業者でも他道府県において施工することができます。

**Q1-5 建設業法上の「営業所」とは何でしょうか？**

A 請負契約のみならず、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実態的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。

また、これら以外の場合であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合も、営業所となります。

ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際は建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業と無関係な支店、営業所等は、営業所には該当しません。

**Q1-6 「軽微な工事」とはどのようなものですか？**

A 「軽微な建設工事」とは、工事1件の請負代金の額が①建築一式工事にあつては、1,500万円に満たない工事もしくは延べ面積が150㎡に満たない工事、②建築一式工事以外の建築工事にあつては、500万円に満たない工事です。なお、この請負代金の額の算定にあたっては、以下の点に注意が必要です。

ア) 2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負金額の合計額

イ) 注文者が材料を提供する場合は、その材料費等を含む額

ウ) 単価契約とする場合は、1件の工事に係る全体の額

エ) 消費税及び地方消費税を含む額

(建設業法施行令第1条の2)

### Q1-7 「軽微な建設工事」は建設業許可が不要だと聞いたのですが？

A 建設業（建設工事の完成を請け負いことを営業するもの）を営もうとする者は、「軽微な建設工事」のみを請け負うことを営業とする者以外は、建設業の許可を受けなければなりません。（建設業法第3条第1項）

ただし、建設業の許可（たとえば「とび土工」）を受けて、A県とB県に営業所を置き営業を行っている建設業者が、新たにC県に営業所を設置し「軽微な工事」を行う場合であっても、許可行政庁に届出を提出する必要があります。当然、令3条の使用人や営業所の専任技術者の配置をしないと建設業の営業ができません。

### Q1-8 建設業許可を受けた後に、建設業者が行う必要な手続きは何がありますか？

A 建設業許可を取得後の主な手続きは下記となります。

- ① 毎事業年度終了後、4か月以内に決算報告の提出が必要となります。
- ② 許可の有効期間は5年間となりますので、有効期間の満了の日の30日前までに更新申請が必要となります。
- ③ 商号・名称、役員、所在地などの変更をした場合は、30日以内に変更届の提出が必要となります。
- ④ 経営業務管理責任者、令3条使用人、専任技術者が交替等をした場合は、14日以内に変更届の提出が必要となります。

※その他詳細は、「早見表」によりご確認ください。

## 2. 許可業種（建設工事の種類）

### Q2-1 「土木一式工事（土木工事業）」や「建築一式工事（建築工事業）」とはどのようなものですか？

A 「一式工事」とは、原則元請の立場で、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物（建築物）を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む）です。

※下請工事については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は、極めて少ないと思われます。なお、一括下請は、公共工事及び一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事）においては全面禁止、その他の民間工事においては、発注者による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。

## Q2-2 「専門工事」とはどのようなものですか？

A 29業種の建築工事のうち「土木一式工事」、「建築一式工事」を除く27業種の専門工事があります。それぞれの詳細については、「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」をご覧ください。

## Q2-3 「解体工事」の考え方を教えてください。

A 解体に関する工事は、大きくは次の3種類に区分されます。

①それぞれの27業種の専門工事（電気工事、機械器具設置工事など）において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各「専門工事」に該当します。

②総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事（原則元請）は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当します。一式工事の事例としては、元請の立場で請け負った大規模な橋梁等の解体、ビルや学校等の大規模な建築物の解体などが考えられます。

③これ以外の小規模な家屋等の解体が「解体工事」に該当すると考えられます。

※ご不明な場合は、ご相談ください。

## Q2-4 「土木一式工事（土木工事業）」や「建築一式工事（建築工事業）」の許可を受けていれば、単独で「専門工事」（鋼構造物工事や内装仕上工事など）を請け負うことはできますか？

A 「一式工事」とは総合的な企画、指導及び調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事であり、各専門工事の許可をもっていない場合は、500万円以上（税込）の専門工事を単独で請け負うことはできません。例えば、建築一式工事（建築工事業）の許可を受けていても単独で500万円以上（税込）の内装工事を請け負う場合は内装仕上工事業の許可が必要となります。

## Q2-5 「建築一式工事（建築工事業）」の許可のみを受けている事業者が、建物の新築工事を請け負った場合、その中に含まれる内装工事（500万円以上）に対して、別途内装仕上工事業の許可が必要となりますか？

A 一式工事と請け負う工事の場合、その中に含まれる専門工事の許可は必要ありません。しかし、これらを実際に施工する場合は、それぞれの専門工事に主任技術者の資格を持った「専門技術者」を置くことが必要です。自社で専門技術者を置くことができない場合はその許可を持った建設業者に当該工事を下請に出すこととなります。

**Q 2 - 5 リフォーム工事（内装仕上工事業）を請け負う際に電気の配線を変えることになりました。それが500万円（税込）を超える場合、電気工事業の許可も必要となりますか？（専門工事と附帯工事について）**

**A** 専門工事として請け負った場合、これに付随する他の専門工事（今回の場合は電気工事）は「附帯工事」となるため契約を請け負うために許可は必要ありません。建設業者は、許可を受けた建設業に係る工事のほか、附帯する他の建設業に係る工事（附帯工事）をも請け負うことができます。附帯工事とは、主たる建設工事を施工するために必要を生じた他の従たる建設工事であり、それ自体が独立の使用目的になるものではない工事をいいます。ただし、この附帯工事を行う場合も当該附帯工事に関する資格を持った「専門技術者」を置かなければなりません。また、自ら施工しない場合はその許可を持った建設業者により下請施工させなければなりません。（建設業法第26条の2第2項）

### **3. 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）**

**Q 3 - 1 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）についても「常勤」であることが必要とのことだが具体的にどういうことでしょうか？**

**A** 「常勤」とは、原則として本社、本店において休日その他勤務を要しない日を除き、一定計画のもとに毎日所定の時間、その職務に従事している者をいいます。

**Q 3 - 2 「建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者」としての経験とはどういうものでしょうか？**

**A** 「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務の執行する権限の委任を受けた者に限る。）」としての経營業務を管理した経験とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として専任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、第業取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

該当するかの判断にあたっては、事前に許可行政庁による認定が必要となります。まずは、事前の認定手続きの前に、ご相談ください。（まずは、組織図及び業務分掌規程等をご準備いただき、確認させていただきます。最終的には、「認定調書」及び必要書類をご準備いただき認定の可否を確認いたします。）

※詳細は、「建設業許可事務ガイドライン」1（1）⑥により確認します。ご相談いただく前に、ご一読ください。

## 4. 営業所の専任技術者

### Q4-1 「営業所の専任技術者」の「専任」とはどのようなことでしょうか？

A 「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱います。（現場に配置する主任技術者等については出向社員等は原則不可なので注意。）

※次に掲げるような者は、原則として、「専任」のものとはいえないものとして取り扱います。①住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、通勤不可能な者②他の営業所（他の建設業者の営業所を含む）において専任を要する者③建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等其他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされているもの（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要するものを除く。）

### Q4-2 1件の請負代金が500万円未満の場合、建設業許可を受けなくても工事ができると聞きました。工事費は500万円未満なのですが、材料費を合わせると500万円を超えてしまいます。その場合、建設業の許可は必要になるのでしょうか？

A 建設業の許可が必要になります。材料費が請負契約に含まれていない場合であっても、注文者が提供する材料費も合算して500万円以上（建築一式工事の場合は1500万円以上）となった場合は、建設業の許可が必要です。（建設業法施工令第1条の2）

### Q4-3 「営業所の専任技術者」は現場の主任技術者等を兼任することはできないのですか？

A 「営業所の専任技術者」は、法人の場合、営業所に常駐して専らその職務に従事する必要があります。ただし、例外的に、①当該営業所で契約締結した建設工事で、②工事現場の職務に従事しながら、実質的に当該営業所の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場で、③当該営業所と常時連絡をとり得る体制にあり、④当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事《公共性のある

工作物に関する重要な工事で請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上》でない場合には兼務することができます。

※あくまで例外的なものであり、「営業所の専任技術者」としての職務が遂行できていることが大前提となります。

#### **Q4-4 「実務経験」とはどのような経験を言うのでしょうか？**

**A** 「実務経験」とは建設工事の施工に関する技術上の経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれません。建設工事の発注にあたって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱います。

#### **Q4-5 「・・・定期点検」「・・・保守」等の件名の工事がありますが、これらを請け負う場合は、建設業許可が必要な建設工事でしょうか？また、これらに従事した経験は、建設業法の実務経験として認められますか？**

**A** 点検、調査業務、資材購入、運搬業務等は建設工事には該当しません。ただし如何なる名義に関わらず、建設工事の完成を目的として締結する契約は建設工事の請負契約となります。件名で建設工事に該当するかないかは判断するものではなく、発注者とどういった内容の契約をしたかで判断されます。建設工事ではない場合、当然、建設業法の実務経験とは認められません。

## **5. 現場技術者（主任技術者、監理技術者）**

#### **Q5-1 「専任」の主任技術者・監理技術者を配置する必要な建設工事はどのような工事ですか？**

**A** 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上のもの（※）については、「専任」の主任技術者・監理技術者が必要となります。詳細は、「よくわかる建設業法」を参照してください。

※個人住宅（一軒家）を除くほとんどの工事。集合住宅等も対象。

#### **Q5-2 建設工事の現場に配置する主任技術者は、他の工事の技術者と兼務することはできますか？**

**A** 「専任」の主任技術者が必要な建設工事であっても、密接な関連のある2以上

の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の主任技術者がこれらの工事を兼務して管理することができます。適用にあたっては、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要となります。詳細な要件は、「よくわかる建設業法」を参照してください。

**Q5-3 建設工事の現場に配置する監理技術者は、他の工事の技術者と兼務することはできますか？**

**A** 監理技術者については統合的な管理を行う性格上、2以上の工事を兼務することは認められていません。ただし、①契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること、かつ②それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもので、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限り、これらの工事を同一の工事とみなして、同一の監理技術者が複数工事全体を監理することができます。

※令和3年10月より、要件を満たした専任の「監理技術者補佐」を各工事に配置することで、監理技術者（特例監理技術者）は2つの工事を兼務できることとなりました。詳細は「監理技術者制度運用マニュアル」を参照してください。

**Q5-5 建設工事の現場代理人は、主任技術者や監理技術者と兼務することができますか？**

**A** 当該建設工事において兼務することは可能です。なお、公共工事では、現場代理人は常駐が求められており、その職務が果たせることが前提となります。

※現場代理人は、建設業法で設置を義務付けるものではなく、契約に基づき設置されているものですが、請負契約を的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負人の代理人です。公共工事においては、公共工事標準請負契約約款により現場代理人の設置が求められています。（よくわかる建設業法参照）